

平成 24 年 11 月 8 日

ししくら清蔵ホームページをご覧の皆様へ

草莽全国地方議員の会 顧問
千葉市議会議員 宍倉 清蔵

松浦代表の第 2 回公開質問状未回答問題と現在までの経緯について

草莽全国地方議員の会 代表 松浦芳子杉並区議に対する、私からの 9 月 24 日付第 2 回公開質問状の回答期限は 10 月 5 日、10 月 3 日付 同(追加分)の回答期限は 10 月 12 日でした。

然し、当方の再三の督促にも拘わらず、本日に到るも松浦代表からの回答はありません。

11 月 1 日付消印にて、松浦代表より「役員会開催通知」の往復ハガキを受領しました。然しながら、10 月 26 日付の松浦代表「ご連絡」に対する私の返信についても、また、本会が直面する数多の喫緊の課題についても一切言及はなく、それらに関する議題の明示もありませんでした。

公務と諸行事で多忙を極めるこの時期に僅か 7 日前の通知という非常識もさることながら、代表の説明責任放棄とその不誠実さはまさに遺憾の極みと云わざるを得ません

本会会員と支援者の皆様にその実情と経緯をご理解いただく為、以下に松浦代表と私の間に交わされた文書を公開し、時系列に沿って説明します。

1. 平成 24 年 10 月 4 日付 松浦代表代理人と称する弁護士からの内容証明郵便

松浦代表は「第 2 回公開質問状回答につき、代理人を通じての対応と期限の 42 日延長」を要望して来られました。然し、代理人選任通知が添付されていなかったのも、当方より代表本人と弁護士に対し「早急に提示を求める」旨の文書を再々送付しました。然し、その後現在に到るも返信も代理人選任通知提示も一切ありません。

2. 平成 24 年 10 月 26 日付 松浦代表代理人と称する弁護士から「ご連絡」のファックス
(10 月 27 日付で同一内容の内容証明郵便を受領)

直前の文書①で回答期限の延長を求めながら、同文書では一転「宍倉の都合に合わせて役員会を開催したい。その席上で役員に対し、宍倉の質問を踏まえ事実関係や現在の状況を話すことで回答に代えたい。」とのことでありました。

当方は、役員のみに対する口頭説明では情報の公開性と確実性を期することが不可能と判断し、代表の提案には同意せず飽くまで公開回答を求めました。

3. 平成 24 年 11 月 1 日付消印 松浦代表からの「役員会の御案内」往復ハガキ

松浦代表⑤の「ご連絡」で宍倉の都合のつく日で役員会を開きたいといいながら、当方がそれを拒否すると、たった 7 日前の告知で役員会を開催すると通知して来られました。

当方は松浦代表に対し、役員会開催権限の根拠がないこと、また、8 月 8 日に開催された会合の議事録を会員に送ると公言しながら 3 ヶ月を経過した現在もそれが履行されていないこと、そして、僅か 7 日前の告知とは余りに非常識であることを理由に、会合には出席も委任もしない旨を返信しました。

併せて、本会役員に対しても、松浦代表への返信文書に説明文を付して送附しました。

【添付文書】

- ① 平成 24 年 10 月 4 日付 松浦代表代理人と称する弁護士からの内容証明郵便
- ② 上記文書に対する当方の回答
- ③ 平成 24 年 10 月 15 日付 当方から松浦代表に対し代理人選任通知送附請求
- ④ 平成 24 年 10 月 19 日付 同上 再送及び督促
- ⑤ 平成 24 年 10 月 26 日付 松浦代表代理人と称する弁護士からの「ご連絡」ファックス
- ⑥ 上記文書に対する当方からの回答
- ⑦ 平成 24 年 11 月 1 日付消印 松浦代表から「役員会の御案内」の往復ハガキ
- ⑧ 上記文書に対する当方からの返信
- ⑨ 上記返信を本会役員に送附する際に添付した文書

①

+

複写
通 知 書

当職は、松浦芳子氏（以下、松浦氏といいます。）の代理人として、貴職に対し、以下のとおり申し上げます。

貴職は、松浦氏に対し、平成24年9月24日付「第二回公開質問状」を送付し、同質問状の回答期限を平成24年10月5日と指定しております。

しかしながら、現在、杉並区議会が開催中であり、松浦氏は、議会の準備等に忙殺され、貴職からの質問状を検討する時間を確保することとはできません。

つきましては、回答期限の延期を要望します。貴職が、松浦氏の回答（8月14日）から今回の質問状を送付（9月24日）するまでの期間が42日間であったことから、概ね同程度の検討期間をいただきたいと存じます。

なお、本件については、当職が代理人として就任しましたので、今後の連絡は当職までお願い申し上げます。

上記通知します。

平成24年10月4日

東京都中野区中野4丁目2番1号山忠ビル6階 中野通り法律事務所

電 話 03-5318-6050

FAX 03-5318-6051

上記通知人 松浦芳子氏代理人

弁護士 上 野 真 裕

複写

+



複写

千葉県千葉市若葉区源町108

被通知人 穴 倉 清 蔵 先生

複写

複写

複写

複写

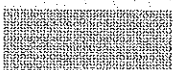
複写

差出人
〒164-0001 東京都中野区中野4丁目2番1号山忠ビル6階
中野通り法律事務所

弁護士 上野 真裕



複写



この郵便物は平成24年10月4日
第10269892242号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2012100410512500100001 号
2 / 2 頁



平成 24 年 10 月 5 日

東京都中野区中野 4 丁目 2 番 1 号山忠ビル 6 階
中野通り法律事務所
弁護士 上野真裕様

草莽全国地方議員の会 顧問
千葉市議会議員 宍倉 清蔵

平成 24 年 10 月 4 日付貴通知を受領しました。
貴職を松浦芳子氏の代理人として認知するにあたっての条件を
以下に提示しますのでご承認ください。

- ①：貴通知を当ホームページに掲載することをご了解頂ください。
その目的は本日 10 月 5 日が回答期限と認識する方々へ、回答期限を延期したい旨の
要求が松浦氏からあったことを示すためです。
- ②：同時に貴通知を草莽全国地方議員ホームページに掲載するよう貴職の依頼人に通知し
てください。
今回の両者間の質疑応答は全て公開で行いますから、質疑のみならず付帯事項の遣り
取りも含め
公開であることが原則です。
- 上記の公開条件が受け入れられないのであれば、その法的根拠を御提示ください。
公開が受け入れられないのであれば、貴職を松浦氏の代理人として認知出来ないこと、
当方は継続して松浦氏御本人と質疑応答を行うことを御了解ください。

回答期限の延期について。

- ③：貴職が代理人として認知された場合、貴通知にて要求された 42 日間の検討期間延長は
これを認めます。
平成 24 年 9 月 24 日から起算した 42 日後、すなわち 11 月 5 日までに、
10 月 3 日付けにての追加質問に対する回答を含め期日厳守にて御回答ください。

以上

平成 24 年 10 月 15 日

草莽全国地方議員の会 代表
杉並区議会議員 松浦芳子殿

草莽全国地方議員の会 顧問
千葉市市議会議員 宍倉清蔵

前略

早速ながら、当方から貴殿に対して送附済みの平成 24 年 9 月 27 日付「第 2 回公開質問状」及び同年 10 月 3 日付「第 2 回公開質問状（追加分）」に関し、貴殿の代理人と称する以下の人物より同年 10 月 5 日付で内容証明郵便を受領しました。

（貴殿の代理人と称する人物の明示）

東京都中野区中野 4 丁目 2 番 1 号山忠ビル 6 階 中野通り法律事務所
電話 03-5318-6050
FAX 03-5318-6051

弁護士 上野 真裕

当方は同人を貴殿の代理人として承認した訳ではありませんが、同人の申し入れにつき条件等を提示した上で 10 月 10 日付でファックスにて返信致しました。

然し、貴殿からは本日に到るも代理人選任届を送付頂いておりませんし、貴殿の代理人と称する人物からもその後なんらの連絡也没有せん。

そこで以下の通り請求するものです。

早々

記

1. 明示した人物を貴殿が代理人として選任したのが事実であれば、法的に有効な代理人選任届を可及的速やかに私宛ご送附下さい。

2. 明示した人物を貴殿が代理人として選任したのが事実であれば、当方のファックスに対し可及的速やかに返信するよう貴殿より督促して下さい。

(附記)

なお貴殿から代理人選任届を受領しても、当方の提示した条件に貴殿らが同意されない場合、或いは貴殿らの対応に誠意が認められないと当方が判断した場合は、代理人の介在をお断りする場合があることを予めご了承願います。

以上

平成 24 年 10 月 19 日

草莽全国地方議員の会 代表
松浦 芳子 殿

草莽全国地方議員の会 顧問
宍倉 清蔵

前略

当方から貴殿に対し、去る10月15日付で文書をFAX並びに電子メールで送附致しました。或いは、なんらかの事情で松浦代表のお目に留まらなかった可能性もあると考え再度送信致します。

お手数をお掛けしますが、本書の着信をご確認頂きましたら、下欄にご署名のうえ速やかに当方宛ご返送いただきますようお願い致します。

草々

■FAXご返送先:043-256-8844

宍倉清蔵殿

平成24年10月19日付送付文書、合計枚数：3枚

上記確かに受領しました。

受信確認者 ご署名欄

※ ご署名は松浦代表以外でも、この書面をご確認いただいた方のもので結構です。

(平成24年10月15日送付文書)

平成 24 年 10 月 15 日

草莽全国地方議員の会 代表
杉並区議会議員 松浦芳子殿

草莽全国地方議員の会 顧問
千葉市市議会議員 宍倉清蔵

前略

貴殿に対し送附済みの平成 24 年 9 月 24 日付「第 2 回公開質問状」及び同年 10 月 3 日付「第 2 回公開質問状（追加分）」に関し、貴殿の代理人と称する以下の人物より同年 10 月 5 日付で内容証明郵便を受領しました。

(貴殿の代理人と称する人物の明示)

東京都中野区中野 4 丁目 2 番 1 号山忠ビル 6 階 中野通り法律事務所
電話 03-5318-6050
FAX 03-5318-6051

弁護士 上野 真裕

当方は同人を貴殿の代理人として承認した訳ではありませんが、同人の申し入れにつき条件等を提示した上で 10 月 10 日付でファックスにて返信致しました。

然し、貴殿からは本日に到るも代理人選任届を送付頂いておりませんし、貴殿の代理人と称する人物からもその後なんらの連絡もありません。

そこで以下の通り請求するものです。

早々

記

1. 明示した人物を貴殿が代理人として選任したのが事実であれば、法的に有効な代理人選任届を可及的速やかに私宛ご送附下さい。
2. 明示した人物を貴殿が代理人として選任したのが事実であれば、当方のファックスに対し可及的速やかに返信するよう貴殿より督促して下さい。

(附記)

なお貴殿から代理人選任届を受領しても、当方の提示した条件に貴殿らが同意されない場合、或いは貴殿らの対応に誠意が認められないと当方が判断した場合は、代理人の介在をお断りする場合があることを予めご了承願います。

以上

5

〒164-0001 東京都中野区中野4丁目2番1号 山忠ビル6階
電話 03-5318-6050 FAX 03-5318-6051
<http://www.nakanodori-law.jp/>

中野通り法律事務所

FAX送信のご案内

送信先： 千葉市市議会議員
 宍倉 清蔵 先生

発信元： 弁護士 上野 真裕



FAX番号： 043-256-8844

送付枚数： 2枚（本状含む）

電話番号： 043-256-8361

日 付： 平成24年10月26日（金）

件 名： 「第二回公開質問状」「同（追加分）」に対するご連絡

☐至急 ☐ご参考まで ☒ご確認ください ☐ご返信ください ☐ご回覧ください

【 連絡事項 】

宍倉先生より頂きました平成24年9月24日付「第二回公開質問状」、同年10月3日付「同（追加分）」について、別紙「ご連絡」のとおり、回答（対応）させていただきますので、ご確認ください。

ご不明な点などございましたら、当職迄ご連絡ください（平日の午前10時から午後7時までが営業時間となります。当職が不在の場合、事務局へご伝言ください。後日、折り返すように致します。）。

何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

⑤

ご連絡

宍倉清蔵市議へ

平成24年10月26日

上野氏は、香月氏から検察への告発に関し、松浦芳子が正式にお願いした弁護士です。現在、事実関係等の書類を作って検察に提出して対処して下さっております。

本件については弁護士にお任せ致しますので、今後、ご連絡などございましたら、弁護士の方へお願い致します。

ところで、8月8日付公開質問状については、宍倉先生にまでご迷惑をおかけしてしまったとの思いから、真摯に回答し、かつ、当会のHPにも掲載致しました。

しかるに、この度、第2回公開質問状や追加質問状を頂いたことは、遺憾に思っております。貴職が、「草莽全国地方議員の会」の顧問として会の発展を願っておられるなら、回答に対し不信があれば、お電話等で直接連絡下さっても良かったのではないのでしょうか。

再度質問状を頂いたことについて役員の皆様にお知らせし、対応について協議した結果、書面による回答に代えて、至急、役員会を開催し、貴職からの質問も踏まえ、事実関係、現在の状況などに関して、私から直接、貴職を含む役員の皆様にお話しすることに致しました。

つきましては、宍倉先生の御都合に合わせて役員会を開催致しますので、4, 5日御都合の付けられる日を教えて頂けないでしょうか。その後、皆様に問い合わせ役員の日を決めたいと思っております。

松浦への連絡でも上野弁護士への連絡でもかまいませんので、日程の件、宜しくお願い致します。

草莽全国地方議員の会 代表 松浦芳子

平成 24 年 10 月 26 日

草莽全国地方議員の会 代表

松浦 芳子 殿

草莽全国地方議員の会 顧問

千葉市市議会議員 穴倉清蔵

回答書

前略

平成 24 年 10 月 26 日付で、****法律事務所 弁護士 ****殿を介し貴殿の「ご連絡」なる文書を受領しました。

同文書につき、以下の通り回答します。

早々

記

1：当方が弁護士 ****殿を貴殿の代理人として認めた事実はありません。また今後の質疑にはいかなる代理人も介在させる意思はありません。

****弁護士より、本年 10 月 4 日付の内容証明郵便にて「貴殿の代理人に就任した。第 2 回公開質問状の回答を 42 日延長を要望する。」との連絡がありました。然し、その際 代理人選任通知は提示されず、貴殿からの郵送もありませんでした。

そこで当方は****弁護士に対しファックスでその旨を告知し、また、貴殿に対しても電子メールとファックスで再三督促のうえ代理人選任通知を求めましたが、一切 回答はありませんでした。

そもそも、任意団体である本会の会務運営に関する質疑応答について、代理人を介在させる必要性は認められません。然しながら、****弁護士からの文書を受け取った際には、貴殿には貴殿なりの事情もお有りと考え、早急に代理人選任通知を提示するよう求めた次第です。然るに、貴殿らは何らの応答をすることもなくその後三週間もこれを放置しました。

斯かる不誠実な弁護士や依頼人の代理人を認めるつもりは一切ありません。それでもな

お貴殿が代理人の介在を主張なさるなら、法的根拠をお示し下さい。

なお、今回に限り**弁護士からの転送として回答を致しますが、今後どのような内容であっても貴殿ご自身による直接の書信以外は、一切お応え致しませんので予めご承知おき下さい。

2：貴殿よりご提案の「第2回質問状に対する回答を役員会を開催して口頭による事実関係、状況の説明に代える。」には同意できません。

その理由は、役員のみに対する口頭での説明では、他の会員並びに支持者の皆様方に対する公開性、透明性が確保出来ないからです。

また、文書による公開された質疑応答でなければ、会員並びに支持者の皆様方に正確な情報が伝わらないとも考えるからです。

よって、第1回公開質問状に同じく、インターネット上での文書による回答を貴殿に求めます。

尚、第2回公開質問状の回答期日は10月5日、同追加質問は10月12日であることは当該質問状で貴殿に対し通知済みです。貴殿からの回答期限延長の申し入れにつき、当方は早々に返信しましたが、貴殿らがそれになんら回答されなかった事実は既述の通りです。

従い、当方が示した回答期限は未だに有効であり、すでに三週間も遅滞しております。一日でも早いご回答を求めるものです。

3：**弁護士を介して受領した貴殿の「ご連絡」については、これを第2回公開質問状に対する回答の一部と理解した上で「ししくら清蔵ホームページ」上に公開致します。

公開は10月30日からとします。もし貴殿が公開を拒まれるのであれば、10月29日午前中に、その旨を合理的理由と共に文書でお示し下さい。

[追記]

公開質問状形式としての透明性確保に鑑み、今後とも貴殿と交換する文書は双方の全てを当方のホームページ上公開することと致します。

以上

草莽全国地方議員の会役員会に

☐ 出席します。

☐ 欠席します。

お芳名：
ご住所：
電話番号：

欠席のため 委任致します。

平成二十四年 月 日

氏名

印

ご意見等お書き下さい。

草莽全国地方議員の会 役員会の御案内

いかがお過ごしでしょうか。

総会のための役員会開催が、議会の日程等で遅くなっております。御座いませんでした。

年内に総会を開催するために、左記の通り役員会を開催させていただきますので、ご多用とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日都合の付かない方は、委任状に加え、ご意見等書いて頂けましたら幸いです。

記

日時：平成二十四年十一月九日(金)

一八時十分から十九時五十分まで

会場：ZOC新宿南口ビル R3C貸会議室 セミナールームC

渋谷区代々木2-4-9 ZOC新宿南口ビル4F

(TEL:03-3370-3113) 新宿南口徒歩三分

議題：①総会に向けて(総会後の情報交換会、講演会等について)

②その他

会場費として・・・千円

郵便往復はかき

--	--	--	--	--	--	--

東京都杉並区高円寺南一・三十二・六

草莽全国地方議員の会

松浦 芳子

行

7



2640037

千葉市若葉区
源町一〇八
奥倉清蔵 先生

166-0003

杉並区高円寺南一・三十二・六

草莽全国地方議員の会

松浦芳子



返信

R3C貸会議室案内

JR新宿南口の「西新宿1丁目」交差点を代々木方面に歩き、「mont-bell」の4階です。通りの向かいに、ファミリーマートがあります。

平成 24 年 11 月 5 日

草莽全国地方議員の会 代表
松浦 芳子殿

草莽全国地方議員の会 顧問
宍倉 清蔵

「草莽全国地方議員の会 役員会開催の御案内」について

謹啓

貴殿から標記の往復ハガキを 11 月 2 日付で受領しましたが、以下の通り返信いたします。

敬白

記

貴信にある『11 月 9 日(金)18 時 10 分から 19 時 50 分開催の会合』への出席は出来ません。同時に、当該会合に関し私はどなたに対してもその権限を委任しません。

以下にその理由を述べます。

1. 貴信には当該会合を役員会と記されていますが、この会合が如何なる根拠、権限によって招集されるのかが全く不明です。

そもそも本会に会則、規約等は存在しません。私の知る限り、過去にそれらに類するものが会員に配布された事実も、何らかの決議を経て採択された事実もありません。

2. 去る 8 月 8 日にも役員会と称する会合が開催されましたが、貴殿は本会ホームページ上で【議事録は、記録署名印を頂き次第、会員の皆様にお送り致します。】と約したにも拘わらず、三ヶ月近く経った今に到るも当方には議事録など送附されていません。

3. 招集者の権限も根拠も不明、然も、8 月にも同様に役員会として開催し、自ら議事録送附を約しながら平然と三ヶ月も放置。これはまことに由々しきことであると考えます。

4. 加えて、開催日が告知の僅か 7 日後とは、余りにも社会常識を逸脱しています。

私に限らず役員、会員はそれぞれ公務や諸行事、地元有権者への様々な対応にと多忙を極めています、また、往復の所要時間を考えても、遠方からの出席者への配慮は当然あるべきです。最低でも一ヶ月の猶予をもって告知すべきが、当然であると考えます。

5. 100 名余の公職者と元公職者からなる本会の会務運営と重要事項が、1 から 4 に指摘した如く無根拠、無責任、無計画なままに招集された会合で、ほんの握りの役員によって決定されることに対し、私は大きな危惧と強い疑念を呈さずにはおれません。

よって、私は当該会合に出席はしませんし、どなたに対しても委任は出来ません。

以上

【附記】

なお、貴殿に別信で回答した通り、11 月 9 日開催の当該会合に於いて「(第 2 回公開質問状の) 回答に代え事実関係、現在の状況などに関して口頭説明を行う。」ことは絶対に受け容れられません。あくまで文書による公開回答を求めます。

当方よりの第 2 回公開質問状の回答は既に期限を一か月も過ぎております。遅滞なく回答されることを強く求めるものです。

平成 24 年 11 月 5 日

草莽全国地方議員の会
役員 各位

草莽全国地方議員の会 顧問
千葉市市議会議員
宍倉 清蔵

松浦代表からの役員会開催通知について

謹啓

向寒の砌 皆様におかれましては日々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

早速ながら、標記につき皆様に一言お伝え申し上げます。

本会代表 松浦芳子杉並区議より、11 月 1 日消印で「役員会を 11 月 9 日に開催」との案内を頂戴いたしました。

本会の顧問として在籍する以上、私とて出席するに吝かではありません。

然しながら、今回の仕儀は余りに常識を欠いたものと判断せざるを得ず、別紙の通り「出席せず。何方にも委任せず。」と返信した次第です。

去る 7 月の本会に対する政治資金規正法違反告発、また、代表の全くの独断による政治団体設立届提出とその事実の隠蔽、そして、本会名義の銀行口座を使用した震災義捐金募集に関わる不透明な経緯等々、これらは私が公開質問状で糺しているところではありますが、回答期限を一ヶ月過ぎた今も、松浦代表からの回答はありません。

そもそも本会は、極めて緩やかな議員連盟的なものであった筈です。会則、規約の類いもなんら存在しない、あくまでも親睦団体の一種に過ぎないものと私は認識しております。

然るに、役員に諮ることもなく政治団体登録し、また他団体と共同して一般から募金する際、本会名義の口座を役員に諮ることなく使用した上に、その収支さえ明らかにしないなど、代表の独断と専横は止まるところがありません。

上述の通り数多の重大な問題を置き去りにしたまま、また、私の公開質問状に回答さえしないまま、僅か 7 日前の告知で役員会を招集するなど、断じて容認できるものではありません。

別添の、松浦代表宛「草莽全国地方議員の会 役員会開催の御案内」について」も併せてご披見のうえ、皆様方のご理解を賜りたく本信を差し上げる次第です。

敬白